

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1 教育・保育提供区域の概要

#### Q：教育・保育提供区域とは？

A：教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、「市町村内において、子ども子育て支援法（以下、「支援法」という。）にかかる教育・保育事業（※）を提供する上で基礎となる区域」のことです。

（参考）

支援法第 61 条第 2 項で、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない、とされています。

※ここでいう教育・保育事業は、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（13 事業）のことを指します。

#### Q：提供区域を設定する意味は？

A：提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

運用にあたり、次の事項が定められています。

- ① 提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
- ② ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分（※）ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13 事業のうち、11 事業）の設定」も可能。
- ③ 提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
- ④ 各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない。（つまり、希望しても利用できない提供区域で教育・保育事業にかかる新規参入申請があれば、市町村は原則、認可する）
- ⑤ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

※支援法 19 条等では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で給付を支給する仕組みとなる。

1 号認定	2 号認定	3 号認定
3 歳以上・教育のみ	3 歳以上・保育あり	0～2 歳・保育あり
主に幼稚園	主に保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育

## 2 提供区域ごとに定める事項

支援法 61 条に基づき、計画では、教育・保育提供区域ごと、年度ごとに、次の 3 項目を定めるところとされており、計画には下図のように掲載します（予定）。

①	施設・事業ごとのニーズ量の見込み
②	実施しようとする施設・事業の提供量（提供体制の確保の内容）
③	同 実施時期

### （計画書の記載イメージ）

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。仮に行政区を選択すると、12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載  
3～5歳・教育のみ（1号）  
3～5歳・保育あり（2号）  
0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ			1年目			2年目			...	5年目			
			3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	
A区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	300人	200人	200人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) 地域型保育事業	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	180人
			—	—	20人	—	—	30人		—	—	30人	
			②-①	0	0	▲100人	0	0		▲20人	0	0	10
B区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	...	200人	220人	180人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) 地域型保育事業	教育・保育施設	200人	220人	100人	200人	220人		130人	200人	220人	130人
			—	—	50人	—	—	50人		—	—	50人	
			②-①	0	0	▲30人	0	0		0	0	0	0

（子ども・子育て支援事業）

地域子育て支援拠点事業		1年目	2年目	...	5年目
A区域	①量の見込み	200人(2か所)	200人(2か所)	...	200人(2か所)
	②確保の内容	200人(2か所)	200人(2か所)		200人(2か所)
	②-①	0	0		0

## 3 想定される提供区域パターン

国では、小学校区、中学校区、行政区などを提供区域の範囲として想定していますが、本市では提供区域を検討する際、次の 2 つの視点で検討する必要があります。

### （提供区域検討にあたっての視点）

#### ①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

教育・保育施設が居宅より容易に移動することが可能な区域にあり、保護者や子どもが利用しやすい範囲であること。



できるだけ細かな区域  
設定が望ましい

#### ②提供体制が確保しやすい範囲であるか

教育・保育施設等の配置状況や今後の整備状況等を踏まえ、教育・保育の提供体制を確保しやすい範囲であること。



できるだけ広範囲な  
区域設定が望ましい

(区域の割り方の長所・短所)

区域の割り方	長所	短所 (改善する点)
<p><b>区域数が少ない</b> (1つの区域面積が広い)</p>	<p><b>【柔軟性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域の利用を見込み、市民の通勤等の実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となる。</li> <li>○ 区域外の利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。</li> <li>○ 区域面積が広いため、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な整備が図れる。</li> <li>○ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい。</li> <li>○ 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、安定しやすい。</li> </ul>	<p><b>【不便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域面積が広いため、自宅から施設までの距離が遠くなる等、利用者にとって利便性が十分とはいえないケースが発生する可能性がある。</li> <li>× 区域面積が広いため、区域内に複数の施設をバランスよく配置しないと「容易に移動することが可能」でない状況が生じてしまう。</li> <li>× 需要&gt;供給の場合は原則認可のため、本当に必要な地域に施設が整備されない可能性がある。</li> </ul>
<p><b>区域数が多い</b> (1つの区域面積が狭い)</p>	<p><b>【利便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において需給バランスを取る必要があるため、狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、利用者にとって利便性が高まる。</li> <li>○ 区域面積が狭いことから、自宅から施設までの距離が短く、移動が容易。</li> <li>○ 需要&gt;供給の場合は原則認可のため、申請があれば、その区域に施設が整備される。</li> </ul>	<p><b>【硬直性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域内において発生した一過性の需要の増減等に対して、区域内では柔軟に対応できない可能性がある。</li> <li>× 区域内において需給バランスが取れるように施設整備をしても、区域を超えた利用者も多くいるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。</li> <li>× 結果として必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。</li> <li>× 施設運営が区域の児童数に左右され、不安定になりやすい。</li> </ul>

#### 4 提供区域(市案)

それぞれの区域特性、評価、長所短所、上記の観点も踏まえ、本市は次のように考えます。

(提供区域案)

- ① 特定教育・保育施設の提供区域は、「1区域(市内全域)」とする。
- ② 地域子ども・子育て支援事業(13事業のうち、11事業)の提供区域は、特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定が基本であることから、「1区域(市内全域)」とする。